

感染症による出席停止の取り扱いについて

1 感染症の種類・出席停止の期間と基準

学校感染症一覧

平成24年4月1日施行

	感染症名	出席停止期間の基準等
第1種	<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう ・ペスト・南米出血熱・マールブルグ病 ・ラッサ熱・急性灰白髄炎（ポリオ） ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウィルスであるものに限る） ・鳥インフルエンザ（H5N1） 	原則または、必要に応じて指定医療機関に入院し、「治癒するまで」が出席停止期間です。 ほとんど発生は有りませんが、海外渡航など何らかの原因で感染することがあり、死に至る者が多くなっています。
第2種	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 を除く） 	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日間を経過するまで
学校において、流行を広げる可能性の高い感染症	・百日咳	特有の咳が消失するまで または、5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	・麻疹（はしか）	解熱後3日間を経過するまで
	・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺又は、舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	・水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	・咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日間を経過するまで
	・結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師において、感染の恐れがないと認めるまで
第3種	<ul style="list-style-type: none"> ・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 ・腸管出血性大腸感染症 	症状により 学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
学校などにおいて、流行を広げる可能性があり、出席停止の取り扱いをすることがあり得る感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・コレラ・細菌性赤痢 ・腸チフス・パラチフス 	治癒するまで
	* その他の感染症《条件によっては出席停止が必要なもの》	
	<ul style="list-style-type: none"> ・溶連菌感染症 ・流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎またはウィルス性胃腸炎） ・マイコプラズマ感染症 ・伝染性紅斑（リンゴ病） ・手足口病 ・ヘルパンギーナ ・ウィルス性肝炎（A型） 	医師の指示によるが、全身状態が良ければ、登校可能

その他の感染症について
学校で、「その他の感染症」が起こった場合、その流行を防ぐため、医師が感染症の種類や地域、年齢、流行の態様などを考慮の上判断して、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。